

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とする。
別表第四県立学校部の表教職員採用課の項を削る。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同項第三号事務の種類欄中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

教職 員採 用課 務	教員採用選考 試験に関する事 務	埼玉県公立学校教 員採用志願手続及び 選考試験等に関する 規則（昭和三十一年埼 玉県教育委員会規則 第七号）第八条の規定 に基づき、合格者を決 定し、採用候補者名簿 に登載すること。	教員採用選考試験要項を定 めること。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。